

小樽市地域ケア推進会議設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小樽市地域ケア会議設置運営要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第1号の規定に基づく地域ケア推進会議の実施細目を定める。

(構成員等)

第2条 地域ケア推進会議の構成員は、小樽市地域包括支援センター運営協議会条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づく小樽市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員並びに市職員及び地域包括支援センター管理者等、市長が必要と認める者とする。

(会議内容及び会議における協議事項)

第3条 地域ケア推進会議は、要綱第3条第1項第3号から第6号に規定する事項を所掌し、会議の協議内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の高齢者支援における課題に関すること。
- (2) 地域の高齢者に対する支援のあり方に関すること。
- (3) 個別課題の分析等による地域課題の発掘（発見）に関すること。
- (4) 地域課題解決のための地域づくり、資源開発に関すること。
- (5) 地域課題解決のための政策形成及び提言に関すること。
- (6) 地域資源の掘り起こしと開発に関すること。
- (7) 地域の関係機関の連携促進及びネットワークの構築に関すること。
- (8) 行政計画に関すること。
- (9) その他、必要な事項についてのこと。

2 地域ケア推進会議は、前項各号を通じて明確になった地域課題や地域課題解決のための必要な取組について協議した内容を、要綱第4条第1項第2号に定める地域ケア個別会議に情報提供する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。